



序文



増大する世界人口に責任ある持続可能な方法で食料を供給することは、ニュートレコのミッションの中核です。当社の従業員、及びその業務は、従業員行動規範とそれをサポートするポリシーとプロセスを遵守しています。従業員行動規範はこちらをご覧ください。

当社のミッションは、ビジネスパートナー皆様のご協力があってこそ達成できると認識しております。だからこそ、私たちはビジネスパートナーのために本行動規範を作成しました。本行動規範により、サステナビリティ、コンプライアンス、および誠実さの問題についてビジネスパートナーと連携することができ、本行動規範に定められた基準を遵守する企業、または個人とのみビジネスを行います。

この行動規範をビジネスパートナーが遵守しない場合、ニュートレコは取引終了を含む必要な措置を講じることがあります。

私たちのミッションは、ビジネスパートナー皆様のご協力があってこそ達成可能です。





本文中での「ビジネスパートナー」という用語は、ニュートレコとビジネスを行う企業、組織、または個人を指します。

法令遵守:

- ・ビジネスパートナーは、ビジネス活動に適用されるすべての法律および規制を遵守します。
- ・ビジネスパートナーは、適用される貿易制裁および規制を遵守するものとします。ニュートレコは、適用される制裁に違反する場合、個人、団体、政府、または国から、いかなる製品もしくはサービスも受け入れません。
- ・ニュートレコは、汚職に対して一切の妥協をしません。ビジネスパートナーは、いかなる形の贈収賄、または「ファシリテーションペイメント（通常の行政サービスの円滑化のための少額の支払）」にも関与してはなりません。ビジネスパートナーは、従業員行動規範に含まれている、従業員および代表者に対する贈答品および接待に関するニュートレコの基準を遵守することが求められます（上記リンクを参照）。
- ・ニュートレコは、公正な競争を促進し支援します。当社のビジネスパートナーは、公正に競争し、事業を行う国の独占禁止法および競争法を遵守するものとします。ビジネスパートナーは、価格操作、市場配分、支配的地位の濫用などを含む違法な契約を結んだり、行ったりしてはなりません。
- ・ニュートレコとのビジネス関係を開始する前、および/またはビジネス関係中に、何らかの潜在的な利益相反が想定される場合、当社のビジネスパートナーは、直ちに申告するものとします。加えて、当社のビジネスパートナーは、ニュートレコとの、またはニュートレコのための取引に影響を与えるべく、政党または候補者に経済的またはその他の援助を提供してはならないものとします。
- ・さらに、当社のビジネスパートナーは、Nutrecoのため、またはNutrecoの取引に影響を与えるために、政党もしくはその候補者に財政的またはその他の支援を提供してはならない。

- ・ビジネスパートナーは、個人データの収集、処理、保存、送信、および削除に関して、関連するプライバシーおよび情報セキュリティの法律および規制を遵守するものとします。ビジネスパートナーは、すべての利害関係者の妥当なプライバシーの期待を守り、適切な水準のデータの安全性を確保する必要があります。



人権:

- ・ビジネスパートナーは、以下を履行するものとします:
 - ・当該国の賃金および労働時間に関する法規制を尊重すること。
 - ・児童労働1に関与してはならない。
 - ・機会均等を擁護し、職場での差別をなくすべく努力すること。
 - ・刑務所労働、年季強制労働、債務労働2に関与してはならず、規律的手段として体罰などの心理的・肉体的強制手段を用いてはならない。
 - ・法律で認められている場合、労働者の結社の自由および労働組合に参加する従業員の権利を尊重して擁護すること。

労働慣習:

- ・ビジネスパートナーは、以下を履行するものとします:
 - ・従業員に安全で健康的な労働環境を提供すること。
 - ・現地の法律で要求されている場合、およびその範囲内で、すべての従業員がいつでも自由にアクセスできる保健・安全衛生ポリシーを完備すること。
 - ・事故やリスクを最小限に抑えるよう継続的に努力すること。
 - ・ハラスメントや失礼な行為のない職場環境を提供すること。

環境

ビジネスパートナーは、以下を履行するものとします:

- ・関係する環境法および法規を遵守すること。
- ・資源の効率的かつ持続可能な方法での利用を確実にし、生物多様性、気候変動、水不足への悪影響を最小限に抑制するよう努めること。
- ・責任を持って廃棄物を管理し、廃棄物を可能な限り削減、再利用、またはリサイクルするための手順を行うこと。
- ・事業を行っているコミュニティに責任を持って関与し、会社の事業から生じるコミュニティへの影響を管理し、影響を制御する措置を導入すること。

製品の安全性:

ニュートレコに納入されるすべての製品およびサービスは、使用目的に対して安全でなければなりません。

記録:

ビジネスパートナーは、ニュートレコとのビジネス活動の正確で完全かつ最新の記録を保持するものとします。これらの記録は、適用法に従って保持されなければなりません。

サプライチェーンの責任:

ビジネスパートナーは、該当する追補を含むこの行動規範の原則が、関連するサプライヤーおよびパートナーによって伝達され、履行されるように努めるものとします。

1 当社はILOの最低年齢条約（第138号）を支持しています。この条約では、就労を認める一般的な最低年齢を15歳（軽作業では13歳）と定め、危険な作業の最低年齢を18歳（特定の厳格な条件の下では16歳）と定めています。この条約は、経済と教育施設の発達が十分でない地域では当初の一般的な最低年齢を14歳（軽作業では12歳）とする可能性を認めています。

2 ILOの強制労働条約（第29号）によれば、強制労働とは、処罰による威嚇の下での作業またはサービスの履行で、当該人が自主的に申し出たものでないものです。これには3つの形態があります:

刑務所労働: 国家または軍隊によって収監された個人によって、その刑の要件として通常は報酬なしに行われる作業。

年季強制労働: 契約下で特定の期間にわたって使用者に拘束された個人によって行われ、通常は旅費や生活費の支払いの対価として行われる作業。

債務労働: 使用者が労働者に資金を高金利で貸し付け、その労働者が個人または全家族でその債務を返済するために低賃金で労働する違法な活動。

継続的な対話



ニュートレコは、この行動規範に関する対話を歓迎します。また、すべてのビジネスパートナーが本行動規範への不適合に積極的に対処し軽減することを求めます。ビジネスパートナーは、ニュートレコが妥当な通知の上、営業時間中に本規範の要件遵守を監査する権利を認めます。また、監査中に必要な情報を提供するためにニュートレコ（および当社のアドバイザー）にすべての適切な支援を提供することに同意します。



農産物のサプライヤーに関する補遺



私たちはすべての農産物は責任のある手法で生産されるべきだと信じます。当社は、認証機関やプラットフォームと連携して、森林破壊などの未解決の問題に現実的かつ効果的な方法で対処します。

そのため、ビジネスパートナー行動規範に定められた一般原則に加えて、農作物や乳製品の持続可能な生産と調達に関して最低基準を追加設定しています。この補遺に記載されている基準は、「ビジネスパートナー行動規範」への追加であり、置き換えではありません。

関連する特定の課題の大きさは明確な差があるものの、これらの追加基準は、農産物および家畜の生産システムの持続可能性に影響を与える主要な問題に対応するものです。この補遺は、持続可能な農業慣習への包括的なガイドとする意図はありません。更に詳細な持続可能性基準が必要になる可能性はあり、別の合意書でニュートレコとサプライヤーとの間に合意されることとなります。

範囲:

- ・ビジネスパートナー行動規範に対するこの補遺は、ニュートレコに供給されるすべての農産物に適用されます。これには、従来農法、有機農法、遺伝子組み換え (GM) による穀物およびそれに由来する製品と畜産業の製品が含まれます。
- ・ニュートレコは、農産物のサプライヤーにこの補遺に記載されている基準が確実に満たされていることを求めます。一部の基準は、農産物のサプライヤーが自社のサプライヤーとこれらの基準を確認することによってのみ達成することができます。自社のサプライヤーとは、例えば、農作物 (大豆、菜種、小麦…) の栽培農家、または畜産農家 (乳製品) です。

農産物の持続可能な調達の基準:

“トレーサビリティ: サプライヤーは、ニュートレコに供給される商品その原産地まで遡って追跡できる追跡システムを導入しなければならない。穀物については、理想的には穀物が生産された農場まで、最低でも原産国まで遡ることが出来る必要がある。”

認証: ニュートレコは、この補遺に明記されている基準を遵守していることを立証するために、認知されている第三者機関による認証やその他の独立した検証を得ることをサプライヤーに促している。

サプライチェーンの責任 (商社、代理店、加工業者):

サプライヤーは、この補遺に示されている農産物の持続可能な調達と生産に関する基準に自社のサプライヤーを関与させる合理的な努力を払わなければならない。

農産物の持続可能な生産に関する基準:

農業および有機肥料: 農業の必要性を減らし、環境汚染を抑制し、人の健康・福祉および生態系サービスへの悪影響を回避するため、農業と有機肥料の貯蔵、使用、利用に関しては認知されている最良の農業慣習を採用しなければならない。

土壌: 土壌構成、肥沃度、浸食を考慮しながら土壌の維持と改善のために認知されている最良の農業慣習を採用しなければならない。

水: 農場管理慣習は、可能な限り効率的な水の利用と水質の保全を確保できるものでなければならない

森林破壊と土地利用の変化: サプライヤーは、国内法、業界の責任、指導方針に従って行動し、森林破壊と土地利用の変化が責任ある方法で行われるようにしなければならない。違法な森林伐採や土地利用変化のリスクが高い地域では、ニュートレコは作物が違法な森林伐採の地域に由来するものではないことを保証するものとします²。ニュートレコは、利害関係者と協力して、森林破壊のない農業バリューチェーンに向けた取り組みを支援し、地域的に異なる森林破壊防止の目標設定日を規定します³。

農地の拡大: 荒地とされている地域では、自然地の農地への転換は奨励されなければならない。農作物は、2008年以降に新しい農地となった貴重な自然生息地に由来してはならない。

生物多様性の保護: サプライヤーは、その事業活動が生物多様性や生態系サービスに悪影響を及ぼす可能性を認識していること、またそれを回避、最小化、是正するか、最後の手段として補償行動を取る措置を導入していることを立証しなければならない。

温室効果ガスの排出: サプライヤーは自社とサプライチェーンの活動が温室効果ガスの大きな排出源であることを認識していること、またその削減に向けて努力していることを立証しなければならない。

土地使用権: 不動産および土地の利用権は尊重しなければならない、先住民に関する場合は特に重要である。

酪農製品については、持続可能な生産に関する次の基準を追加的に適用する:

動物の福祉: 動物は、配慮と敬意をもって扱わなければならない。家畜の生活環境は、自然の光、新鮮な空気、新鮮な水、健康的な食料が手に入るものでなければならない。生活環境は、極端な気温から動物を保護できるものとし、十分な空間を用意して他の動物との交流を含む自然な行動が可能な機会を提供しなければならない。取り扱い、輸送、食肉処理過程における動物のストレスは、最小にとどめなければならない。

抗生物質の責任ある使用: 抗生物質の使用を回避し、削減し、使用を避けられない場合はその慎重かつ適切な使用を保証するため、農場の健康管理の最良慣習を採用しなければならない。

ニュートレコは、自社業務における予防的使用や成長促進のための抗生物質の使用を禁止するよう努めます。ニュートレコは自社の業務において、獣医師により直接、かつ承認された医学的監督下でのみ抗生物質を使用します。2025年までに、ニュートレコは自社の業務にて、世界保健機関 (WHO) が人間の医療に必須の重要性を持つとして示している抗生物質は使用しないよう徹底するものとします。

栄養効率: サプライヤーは、予定する生産を目標としてバランスの取れた栄養を家畜に与えなければならない、乳牛1頭当たりの搾乳量は適正にし、乳牛の寿命を延ばす措置を実施しなければならない。これにより、炭素排出 (メタンを含む) が抑制され、窒素、リンなどの栄養の喪失を避けることができる。

1. 農業には、穀物保護剤やその他の殺虫剤、合成 (無機/ミネラル) 肥料があり、有機肥料には堆肥、コンポストなどがある。
2. 欧州配合飼料製造者連盟 (FEFAC) 大豆調達ガイドラインを満たす認証スキームは、違法な森林伐採のない地域からの大豆に関する文書として認知されています。詳細については、[こちら](#)をご覧ください。
3. アカウンタビリティフレームワークイニシアチブ (AFI) によって規定された原則に従って定義された森林破壊、土地利用の変化、地域的に異なる森林破壊防止の目標設定日 <https://accountability-framework.org/>

海産物のサプライヤーに関する補遺



海は多くの海洋動植物種に豊かな生息地を提供するため、手厚い保護が必要です。重要な点は、直接的または間接的に人間が食するために漁獲された魚が、明確かつ持続可能な範囲内で責任を持って漁獲されていることを保証されていることです。

魚粉や魚油の生産のために天然魚の資源を乱獲すると、海洋生態系に悪影響を及ぼします。したがって、ビジネスパートナー行動規範に定められた一般原則に加えて、海産物の持続可能な調達と、元になる漁業の責任ある管理に関して追加の最低基準を設定します。この補遺に記載されている基準は、「ビジネスパートナー行動規範」への追加であり、置き換えではありません。

この補遺は、持続可能な漁業への包括的なガイドとする意図はありません。更に詳細な持続可能性基準が必要になる可能性はあり、別の合意書でニュートレコとサプライヤーとの間に合意されることになります。

範囲:

ビジネスパートナー行動規範へのこの補遺は、ニュートレコが使用するすべての海産原料に適用される。これには海産原料のために漁獲された魚体や甲殻類、及び水産加工及び養殖からの副産物等から生産された魚粉や魚油が含まれる。

ニュートレコは、海産物加工、もしくは天然魚や養殖魚の海産副産物を加工する海産物のサプライヤーにこの補遺に記載されている基準が確実に満たされていることを求めます。一部の基準は、海産原料のサプライヤーが自社のサプライヤーとこれらの基準を確認することによってのみ達成することができます。自社のサプライヤーとは、例えば、漁船、水産加工業者、または養殖漁場です。

海産物の持続可能な調達に関する基準 - すべての水産物に適用:

IUU漁業: 魚類原料は、違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業活動によるものであってはならない。

トレーサビリティ: サプライヤーは、ニュートレコに販売する商品に使用されている原料を原産の漁場まで、あるいは養殖種の場合は養殖漁場までと原産国まで遡って追跡できる追跡システムを導入しなければならない。

認証: ニュートレコは、FAOの「責任ある漁業のための行動規範」の漁業管理原則に賛同し、推進している。ニュートレコは、この規範に示されている原則の遵守に向けて努力することをサプライヤーに期待している。またスクレッティングは、MarinTrustプログラムを支援しており、サプライヤーや漁業がMarinTrustプログラム認証されている際に達成される海産原料に関する要件を参照している。海洋管理協議会 (MSC) の認証漁業は、MarinTrustプログラムの要件を満たしています。ニュートレコは、MarinTrust改善プログラムの一部であるサプライヤーや漁業も受け入れている。

サプライチェーンの責任 (商社、代理店、加工業者):

サプライヤーは、この補遺に示されている持続可能な調達と責任ある漁場管理に関する基準に自社のサプライヤーを関与させ、ニュートレコに販売する商品の基準への遵守を確保しなければならない。

食用水産物に由来する海産原料 (副産物) の基準:

絶滅危惧種: サプライヤーは、IUCN レッドリストで 近絶滅種または絶滅危惧種に分類されている魚種やその副産物を加工してはならない。危急種指定種は、責任ある管理が行われていると評価された個別の漁場でない限り、副産物は使用できない。

養殖に由来する海産原料 (副産物) の基準:

抗生物質の責任ある使用: 抗生物質の使用を回避し、削減し、使用を避けられない場合はその慎重かつ適切な使用を保証するため、漁場の健康管理の最良慣習を採用しなければならない。抗生物質の使用には、動物薬の専門家の監督を受けなければならない。人間にとって大きな医療上の重要性を持つ抗生物質、特に世界保健機関 (WHO) が人間の医療に必須の重要性を持つとして示している抗生物質は、成果改善を主目的として使用してはならない。

自然死: 原料は、自然死したものに由来するものであってはならない。

ホールフィッシュに由来する海産原料の基準。 「ホールフィッシュ」という用語は、魚粉と魚油の生産が主たる目的であり、漁獲物が海産原料製造所に直接配送される漁業を表すものに対し使用されます。

この基準は、魚粉、魚油製造のためにホールフィッシュを加工する場合の漁業を対象とします。

漁場管理の枠組みと手順: 漁場管理の行動は、漁場と生態系の長期的な保全を基本とするものでなければならない。管理は魚類資源全体をその分布域全域で対象とし、漁場での捕獲のすべてと種の生態を考慮するものでなければならない。

資源評価手続きおよび管理に関する助言: 漁場と生態系の長期的保全に関係した漁場の性質についての科学的情報が入手可能で、これには地理的分布、対象種の資源評価、関係する場合にはさらに非対象種への影響が含まれる。

予防的原則: 漁場管理枠組みは、対象漁場資源と関連する非対象種の保全に対して、さらにはより広い生態系の保全に対して予防的アプローチを採用しなければならない。

管理措置: 許可される漁獲の基準は科学的情報と、公的に認められている機関がある場合はその推奨に従って設定しなければならない。

魚類原料の報告と記録: 魚類原料は魚種と漁場に遡って追跡可能でなければならない。その漁場はこの行動規範に記載されている責任ある漁場管理の基準を遵守していると評価されていなければならない。

漁業改善プログラム: 多くの重要な漁業は現在FAOの「責任ある漁業のための行動規範」の重要要件を十分に満たすまで管理できておりません。それゆえ、FAOの「責任ある漁業のための行動規範」の漁場管理要件を遵守するためにニュートレコはこのような漁場から原材料の調達を行っているサプライヤーに対し、関係者 (魚粉製造業者、漁師、商社、代理店、行政機関、NGO) と一緒に彼らの管理習慣を改善するためにこれらの漁場を援助するように推奨している。

Nutreco N.V.

Stationsstraat 77, P.O. Box 299, 3800 AG Amersfoort, The Netherlands

電話 +31 (0)88 053 2405 ウェブサイト www.nutreco.com

商業登記番号16074305アイントハーフェン (NL)